

8 | 知的財産・標準化

(1) 基本的な認識

研究開発の成果は大きく論文と特許という形で財産化され、社会に対して公開されるものであり、知的活動の成果という意味で知的財産とよばれる¹。特許は発明の実施を独占できるとともに、他者によって権利侵害されないことを目的とする。研究者が企業等と共同して研究成果を商品化するには必須のものである。

標準は製品やサービスの基準を意味し、多くの企業が標準にもとづいて商品を製造、販売することによって、消費者が多数の選択肢の中から安心して選択、購入できるようになる。標準にはデジュール標準²とデファクト標準³とがあるが、いずれにおいても、研究開発において先行することが大きな意味を持つ。

しかし、「知的財産推進計画」はじめ、知的財産をめぐるさまざまな議論の根底には、“日本においては無形資産がイノベーションの創出や大学研究力の強化につながっていない”という共通した問題意識がある⁴。この問題意識に沿って、知的財産・標準化に対してさまざまな角度から実施されている政策を次に述べる。

(2) 最近の動向

■知財エコシステムの強化

最近の大きな流れとして、企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの進展に伴い、研究開発成果の権利化と秘匿化を適切に使い分ける「オープン・アンド・クローズ戦略」の重要性⁵が増してきている。「知的財産推進計画2022」においては、知財・無形資産の投資・活用促進とともに、スタートアップや大学の知財エコシステムの強化が重視されている⁶。

これに対応して、多方面から政策が実施されている。たとえば国の委託による研究開発プロジェクトについて、経産省が「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(2015年初版)を作成した⁷。国から委託する研究に対しては、知的財産権の取得だけでなく、国の研究開発の成果を最大限事業化に結び付け、国富を最大化する観点、及びプロジェクトごとに適切な知的財産マネジメントを行う観点から、国の担当者が知的財産マネジメントを実施するにあたり考慮すべきと考えられる事項が取りまとめられている。また、民間企業(大企業)において無形資産についての情報開示が進んでいないという問題に対して、知的財産戦略本部が「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」⁸(2022年)を策定して情報開示のあり方を示し

- 1 物的な実態が存在しないので、無形資産ともよばれる。
- 2 de jure standard. 国や企業の団体が討議して決めるもの。
- 3 de facto standard. 特定の企業が提供する製品やサービスが自然に標準化するもの。なお、デジュール標準とデファクト標準の他に、企業連合が策定するフォーラム標準やコンソーシアム標準等も存在する。
- 4 たとえば「知的財産推進計画2022」p.8～。
- 5 たとえば、知的財産戦略本部「知的財産政策ビジョン」(2013年6月7日)、p.29
- 6 「知的財産推進計画2022」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2022.pdf> (2022年11月7日閲覧)
- 7 2020年1月の改訂では、国の委託研究開発プロジェクトへの国外企業等の参加等に際して留意すべき点、2021年4月の改訂では、政府資金が投入された国の委託研究開発プロジェクトから派生した知的財産権のライセンス契約において、ライセンスで意図した範囲を超えて技術が利用されることを防ぐという観点を追加。
- 8 知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン(略称:知財・無形資産ガバナンスガイドライン) Ver1.0の策定(2022年1月28日)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/governance_guideline_v1.html (2022年11月7日閲覧)

他、資力の乏しい中小企業やスタートアップに対して、特許庁は審査請求料や特許料の一律軽減等の施策⁹を実施している。さらに大学の国際出願を促進するために、JST「知財活用支援事業¹⁰」で支援をおこなっている。

■知財の対象範囲の拡大、データの取扱いに対する配慮

近年では旧来の知的財産では捉えきれない事柄も増えてきている。

たとえば、これまでは「種苗法¹¹」で保護されてきた農作物等についても、名称を含めたブランドを守る目的で「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示法：GI法、2016年)¹²が成立している。

さらに、ビッグデータ、IoT、AI等が産業や社会の中で大きな影響力を持つようになり、データ(情報)や営業秘密等の取扱いも重要となってきた。このような背景から、「不正競争防止法」改正(営業秘密の保護強化、2015年)¹³、「個人情報保護法」改正(2021年)¹⁴、「官民データ活用推進基本法¹⁵」(2016年)、「次世代医療基盤法」(匿名加工医療情報の新設、2017年)等の法律が施行された。また国をまたぐ個人情報の流通に関しては、EUの「一般データ保護規則(GDPR)¹⁶」(2018年)に対する、日本の国立大学や研究機関の対応も必要となっている。2019年1月に日本の個人情報保護の状況がEUレベルであることを認定する「十分性認定」がおこなわれ¹⁷、データの日本への域外移転の手続きはかなり緩和されることとなった¹⁸。しかし、この十分性認定は、わが国の個人情報保護法が適用される民間組織についてのものであり、国公立大学等の研究者や職員が欧州で収集した個人情報を日本に移転する場合には、引き続き厳しい手続きが求められる¹⁹。また米国においても連邦レベルでの個人情報保護の法案が議論されている²⁰。

このように知的財産、個人情報の範囲や取扱いの考え方が、デジタル化によって大きく変わりつつある状況

9 「不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年5月30日法律第33号)」(2021年改正、2022年4月施行)による。
<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html> (2022年12月8日閲覧)

10 JST知財活用支援事業 <https://www.jst.go.jp/chizai/about.html> (2022年11月7日閲覧)

11 農産種苗法(1947年)、種苗法(1978年)を経て、現行の種苗法(1998年)となった。植物の新品種に対する保護を定めている。登録者はその新品種を育成する権利(育成者権)を占有することができる。

12 特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物・食品等の製品の名称(地理的表示(Geographical Indication:GI))を知的財産として保護する。運用は2017年6月開始。一般に農林水産物のブランド化のためには、品種登録(種苗法)や商標登録(商標法)の他、地理的表示、パッケージ等のデザイン(意匠法)、農業生産方法(特許法)など、様々な知的財産権を活用することができる。逆にいえば一つの農林水産物に対して多角的、包括的に権利化しておく必要があることを意味する。

13 2015年改正では、最近のネットワーク経由での不正増加を背景として、転得者や国外犯への範囲拡大、未遂行為や侵害品の譲渡・輸出入等の規制を加えた。その後、さらに2018年改正では、ID・パスワード等により限定して提供するデータの不正取得や技術的制限手段を回避するサービスの提供等を不正競争行為に位置付けた。

14 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(概要)」。「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定に基づき、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から見直しが行われた。

15 官民データの適正かつ効果的な活用を推進するために、基本計画を策定すること、推進戦略会議を設置すること等を定めた。

16 GDPR: General Data Protection Regulation。欧州議会、欧州理事会および欧州委員会が策定した新しい個人情報保護の枠組み。1995年のEUデータ保護指令に代わる、より厳格なものとなっている。

17 2019年1月23日、日本(個人情報保護委員会)とEU(欧州委員会)が、相互に「個人データの移転を行うことができるだけの十分なデータ保護の水準を持つ」と認めた(十分性認定)。なお認定後も定期的にデータ保護水準の査定がおこなわれる。
<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/> (2021年12月10日閲覧)

18 英国がEUから離脱後(2020年2月)、日英間のデータ移転については日EU間と同じ条件で確保されることになった。(個人情報保護委員会) <https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/> (2022年11月29日閲覧)

19 総務省・研究活動における保有個人情報の取扱いに関する研究会(第1回)(2019年11月25日)資料3「研究活動における個人情報の取扱いについて」

20 米国データプライバシー保護法案(ADPPA)が下院委員会で可決された。「忠実義務(忠実に信託事務をおこなう義務)を重視している点」が特徴とされる。

に対応するために、研究開発の現場においては、単に研究成果を知的財産化するだけでなく、研究途中のデータの取扱いやAIによる操作においても、十分な配慮が求められる。今や、研究の初期段階から ELSI²¹ の検討が必要とされている由縁である。(詳細は「科学技術と社会」の章に後述する。)

■特許出願の非公開制度

本来、特許制度は技術をオープンにするものであるが、「**経済安全保障推進法**」²² (2022年) の成立によって「**特許出願の非公開に関する制度**」²³ が導入された。この制度は安全保障上機微な発明の特許出願につき、公開や流出を防止することを目的としている。具体的には特許庁での一次審査、内閣府での二次審査を経て、該当出願には保全指定が行われる。保全指定を受けた場合、出願の取下げ禁止、実施の許可制、開示の禁止、外国出願制限、情報の適正管理等が課せられる代わりに、国から補償がおこなわれる²⁴。今後、保全指定等に対して、大学等研究機関や民間企業の具体的対応が求められることになる。

■標準化の努力義務と支援方策

2018年に改正されたJIS法では、標準化の対象を従来の「**鉱工業品等**」に加えて「**データ、サービス、経営管理等**」も含めた他、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定が設けられた²⁵。すでに、中堅・中小企業等が標準化に関する相談を行う際の身近な窓口として、地域の金融機関、大学・公的研究機関等が参画する「**標準化活用支援パートナーシップ制度**」(2015年～)²⁶が進められている。

(3) 今後の課題

大学が研究力を強化することによって、そこから生まれた成果を確実に知財化して、大学の単願であれ企業との共願であれ、イノベーションに向けて有効活用してゆく必要がある。日本において大学発の知財が有効活用されない要因として、企業との共同出願の場合には知財利用の方向性の違いがあること²⁷、また大学が単独出願した場合には、多くの大学には戦略的に知財活用できる専門人材と体制が整備されていないことが考えられる²⁸。

国際標準化についても同様な問題がある²⁹。標準化には技術的な専門知識とともに、他国・他社との交渉能力と語学力も必要である。そのような専門的人材を、国や産業界全体として長期的にどう育成し、配置していくかの議論が必要である。

21 倫理的・法的・社会的課題 (Ethical, Legal and Social Issues)。

22 正式には「**経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律**」(2022年5月11日成立)

23 推進法第5章「特許出願の非公開」(第65条～第85条)

24 実際の運用については未定。

25 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html> (2022年11月7日閲覧)

26 パートナー機関としては大学法人を含む179機関が登録されている (2022年11月時点)。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/partner/index.html> (2022年11月7日閲覧)

27 企業の立場では防衛的な考え方に立って知財を保持することがあるのに対して、大学の立場では知財をできるだけ広くライセンスすることによって収入増をはかりたいという方向性の違いがある。これにともない、特許出願と維持にかかる経費の分担についても問題が生じやすい。また共同出願特許の「**死蔵化**」も問題視されている。死蔵化には「**積極死蔵**」(企業側が第三者の実施を防ぐ)と「**消極死蔵**」(大学側が積極的な実施許諾をしない)の2態様があり、特に後者の認識が薄いことが指摘されている。金井昌宏「**産学共同特許出願による大学発研究成果の死蔵化に関する調査研究**」, 産学連携学 Vol.18, No.1, 2021

28 経産省の「**知財人材スキル標準**」にもとづく「**知的財産管理技能検定**」(2008年～)や(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) の研修プログラム等が展開されているが、中小企業や大学を含めると、まだ十分な知財専門人材を配置するには至っていない。

29 日本産業標準調査会「**標準化・認証政策の今後の在り方について (中間取りまとめ)**」(2022年6月16日)

【知的財産・標準化】

区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
施策等	官民データ活用推進基本法	▲					
	「EU一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : JIS法改正 (日本工業規格→日本産業規格)		▲		▲施行		
	デジタルプラットフォーム取引透明化法					▲施行	
	知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイド						▲
	個人情報保護法改正 (デジタル社会形成整備法に基づくR3改正)						▲施行
	経済安全保障推進法成立 (特許出願非公開制度)						▲
	知財活用支援事業						
	中小企業等海外出願・侵害対策支援事業						
	国際出願促進交付金						
	日本発知的財産活用ビジネス化支援事業						
知的財産	地域中小企業知的財産支援強化事業						
	中小企業知的財産支援事業						
	産学連携・スタートアップアドバイザー事業						
	戦略的国際標準化加速事業						
	戦略的情報通信研究開発推進事業 (SCOPE) 国際標準獲得型研究開発						
	高機能JIS等整備事業						
	新市場創造型標準化制度						
	省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費						
	標準化活用支援パートナーシップ制度						
	IOT共通基盤技術の確立・実証						
国際標準化							

 : 単年度予算が50~10億円
 : 単年度予算が10億円以下